

振 動 防 止 対 策

(工場・事業場の振動)

福島県では、「振動規制法」に基づき、工場又は事業場の事業活動、建設工事に伴って発生する振動の防止に関する規定を定めています。

また、振動規制法に基づく指定地域以外の地域においては、県知事が振動の防止に関して準拠すべき基準を示した「福島県振動防止対策指針」を定めています。

1 工場・事業場から発生する振動の規制

振動規制法では、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものを「特定施設」と定義し、特定施設を設置する工場又は事業場（以下、「特定工場等」という。）に対し規制を行っています。

特定施設は、別表のとおりです。

2 振動規制法に基づく指定地域及び規制基準

区域の区分	指 定 地 域 の 範 囲	昼 間 7:00～19:00	夜 間 19:00～7:00
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれに相当する地域	6 0 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	6 5 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から更に 5 デシベルを減じた値となります。

振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	鏡石町	矢吹町			
本宮市	石川町				



福島県

白地図「KenMap」の地図画像を編集

※ この図は、振動規制法に基づく指定地域を有する市町村を色つきで示したもので、当該市町村のすべての地域が指定地域であるという意味ではありません。指定地域の詳しい範囲については、各市町村へお問い合わせください。

3 設置届出

振動規制法に基づく指定地域内において特定施設を設置しようとする場合は、設置工事の開始の日の30日前までに、市町村長に所定の事項を届け出なければなりません。

また、すでに届出をした特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しようとする場合、特定施設の使用開始時間の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴う場合などは、市町村長に変更に係る所定の事項を届け出なければなりません。

4 計画変更勧告

振動規制法に基づく指定地域内において特定施設の設置の届出又は数等の変更の届出があった場合、その設置又は変更により工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、届出を受理した日から30日以内に限り、市町村長は、振動防止のための措置等について計画変更の勧告を行うことができます。

5 改善勧告及び改善命令

振動規制法に基づく指定地域内において、特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合、市町村長は、振動防止の方法の改善等について勧告を行うことができます。

また、計画変更勧告に従わずに特定施設を設置し、その振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれている場合等及び改善勧告に従わないで同様の事態が発生している場合は、振動の防止の方法の改善等について改善を命ずることができます。

6 福島県振動防止対策指針

福島県生活環境の保全等に関する条例第75条の規定に基づき、振動規制法に基づく指定地域以外の地域における振動の防止に関して、準拠すべき事項を示したものです。

(1) 適用地域

振動規制法に基づく指定地域及び中核市以外の県内全域です。

(2) 振動施設

工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生させる施設で、振動規制法の特定施設に該当するものを除きます。

施設の種類の、振動規制法の特定施設と同じです。(別表参照)

(3) 振動施設を設置している工場等における事業活動に伴って発生する振動の防止に関し、工場等を設置する者が準拠すべき基準

区域区分は次表のとおりになります。

区域の区分	地 域 の 範 囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域

別表 振動規制法に基づく特定施設

金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く
	機械プレス	
	せん断機	原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。
	鍛造機	
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。
圧縮機	圧縮機	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。
土石用又は鉱物用機械	破碎機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。
	摩砕機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。
	ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。
織機	織機	原動機を用いるものに限る。
コンクリート製造機械	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る。
木材加工機械	ドラムバーカー	
	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。
印刷機械	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。
練用ロール機	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。
合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機	
鋳型造型機	鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

(令和8年8月26日時点)